

お集まりいただき  
ありがとうございます。

# 第1回 議会報告会

小田原市議会

## 【概要】

- ①議会基本条例制定の報告
- ②議会基本条例制定に対する質疑等

平成25年8月10日(土)13:00～14:30 小田原市役所 7階大会議室  
平成25年8月18日(日)10:00～11:30 川東タウンセンター マロニエ 集会室202

## 議会トピックス

**市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例が施行されました**

この条例は、議員が疾病など身体の不調により、市議会の会議を長期間欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、「小田原市議会議員の議員報酬等に関する条例」の特例を定めたものです。

3月27日に開催された3月定例会において、議員提出議案として提出され、全員賛成で可決し、3月29日より施行されました。



▲ 本会議にて調査結果を報告する安野委員長

3月27日に開催された3月定例会において、議員提出議案として提出された「小田原市議会基本条例」が、全員賛成で可決され、4月1日より施行されました。

この条例は、市議会及び市議会議員の活動原則を定めるとともに、市議会と市民との関係等を明らかにすることにより、市議会の更なる活性化を図り、もって市民福祉の向上及び本市の発展に寄与するため提案されたものです。

今後、本市議会は本条例に基づき、「開かれた議会」を目指して、議会報告会を開催するなど、議会改革の実践を行ってまいります。

議会基本条例が施行されました

年四回発行

平成二十五年五月一日

○

小田原市議会だ

# 議会基本条例制定の経過

## ①議会運営委員会が 先進自治体を視察

- ・三重県 伊賀市  
平成20年7月9日(水)
- ・福島県 会津若松市  
平成21年7月29日(水)
- ・岩手県 奥州市  
平成21年7月30日(木)

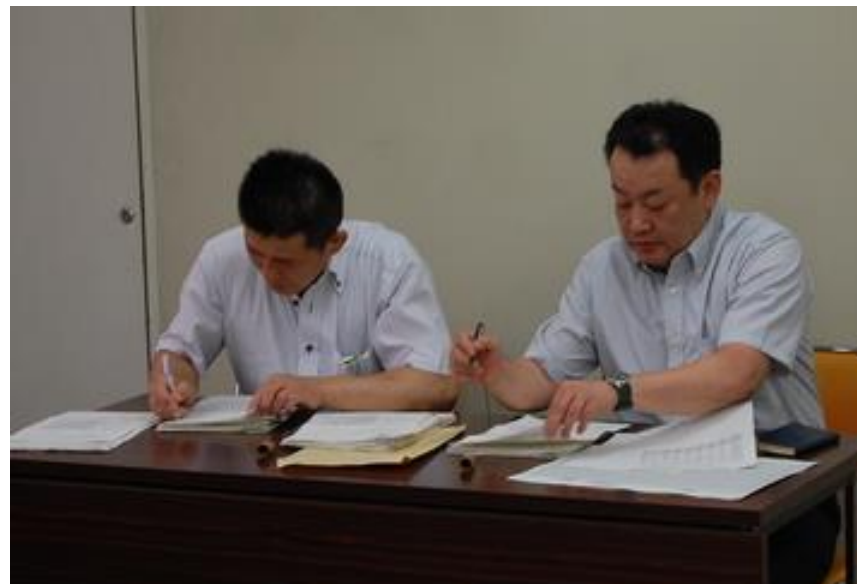
## ②議会基本条例検討委員会を

設置(委員会開催14回)

- ・平成21年6月30日  
代表者会議において設置が決定
- ・平成22年1月27日 流山市視察
- ・平成22年1月20日、2月24日  
自治基本条例検討委員会との意見交換
- ・平成22年2月1日  
自治基本条例オープンスクエア参加
- ・平成22年6月15日～30日  
市議会に関するアンケートの実施
- ・平成22年11月7日  
市議会に関するアンケート結果報告集会
- ・平成23年2月16日  
議会基本条例検討委員会検討結果報告

# 市議会に関する アンケート実施

議員による  
アンケート集計作業



# 議会基本条例 検討結果報告



平成23年2月16日 議会基本条例検討委員会検討結果報告

# 議会基本条例特別委員会

## 【特別委員会の設置経過について】

(平成23年4月小田原市議会議員 改選)

- ・平成23年7月 **議会改革推進委員会**の最終答申  
(議長の諮問機関)

議会改革の取り組みを明文化し

議会の役割・機能や住民との関係などを明確にするとともに  
議会をさらに活性化させていくためにも

議会基本条例の制定は必要であり

条例制定に向けて特別委員会を設置し

具体的に検討していくという結論に至った。

- ・平成24年3月23日の定例会

議長発議による議会基本条例特別委員会の設置の提案  
全会一致で可決し、本特別委員会の設置が決定

# 議会基本条例特別委員会

## 【設置後の取り組みについて】

### ◎議会基本条例特別委員会（27回開催）

- ・平成24年3月23日（第1回）～ 平成25年3月19日（第27回）
- ・平成24年 6月 8 日 議員研修会（市役所） 講師 本橋謙治氏
- ・平成24年 7月29日 市民フォーラム（市役所） 講師 北川正恭氏
- ・平成24年12月 議会基本条例素案に対する市民説明会  
（16日：マロニエ、18日：市役所）
- ・平成24年12月10日～平成25年1月9日  
議会基本条例素案に対する市民意見募集

# 平成24年7月29日 議会基本条例 市民フォーラム



基調講演を行う北川正恭氏



意見交換会で説明をする(当時の)武松副議長

# 議会基本条例素案に対する市民説明会



素案の説明をする原田副委員長



質疑に答える安野委員長



御意見に対して回答をする(当時の)加藤議長



たくさんの御意見ありがとうございました



# 議会基本条例特別委員会

## 【設置後の取り組みについて】

### ◎議会基本条例特別委員会（27回開催）

- ・平成24年3月23日（第1回）～平成25年3月19日（第27回）
- ・平成24年6月8日 議員研修会（市役所） 講師 本橋謙治氏
- ・平成24年7月29日 市民フォーラム（市役所） 講師 北川正恭氏
- ・平成24年12月 議会基本条例素案に対する市民説明会  
（16日：マロニエ、18日：市役所）
- ・平成24年12月10日～平成25年1月9日  
議会基本条例素案に対する市民意見募集
- ・平成25年3月定例会で「小田原市議会基本条例」提案・採択

# 小田原市議会基本条例 スタート！

～分かりやすく身近な議会を目指して～

平成25年3月29日公布  
平成25年4月1日施行

条例とは、国が法律を定めるように、市のルールを定めたものです。  
議会基本条例とは、市議会がどのように行動していくべきか基本的な考えを示したものです。



## Q. なぜ議会基本条例を定めたのですか？

A. 市議会は、選挙により市民の負託を受けた議員で構成されています。市の執行機関である市長と、議決により市の意思を決定することができる機関である市議会は、共に市民を代表し、相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、公正で円滑な市の運営を図る責任があり、その役割を果たしてきました。

しかし、社会の変動により市民ニーズが多様化する一方、地方分権改革の進展により、市にはさらなる自己決定、自己責任が必要とされるようになっていきます。

このような現状に対して、地方のことはその需要や魅力を理解している地方が、その住民の意思に基づいて決定すべきだとした「地方自治の本旨」に基づき、市議会は、その役

割の重要性を認識し、諸課題に取り組んでいます。一方市長は、小田原市自治基本条例の基本理念である「市民自治」の推進を目指し、相互が市民に対して、その責務を誠実に果たしていくことで解決をしています。

市議会では、議員倫理を順守し、市政の課題を明確に市民に周知すること、議会改革を推進することにより、より一層「開かれた議会」を目指します。また、行政運営が適正に行われているかチェックし、市の課題解決のために施策の立案を積極的に進めていきます。

こうした議会の取り組みを明文化し、市民が豊かに暮らせる社会を実現することを決意して、この条例を定めました。

## ●●● 議会基本条例Q&A ●●●

Q. 今まで決まりが何もなかったの？

A. 今までも、市議会のルールについては、地方自治法による規定のほか、会議規則や委員会条例などによっても、細かく定められていました。

しかし、市議会を市民の目線でより分かりやすく、市民の身近なものとするため、新たに議会基本条例を定めました。



### 開かれた議会

Q. 開かれた議会とは、  
どういう議会のことなの？

A. 議会の活動内容について、市民にその内容を分かりやすく積極的に広報することができる議会であると考えます。

また、市民にとって参加しやすいという点も重要であるので、市民の質問に議員各人が答え、意見・要望をくみ上げる場も開かれた議会には必要です。

### 反問権

Q. 議員の質問に市長が一方通行で答弁するだけなの？

A. 議案の審議を、効率的に行うためには、一定のルールが必要です。現在の仕組みは、市議会が、行政の監視機能を最大限に発揮できるよう整理をされてきたものです。

さらに、自由な議論を行うための、最初のステップとして、議員が質問した趣旨を確認することができる反問権を、市長等に認めることにしました。



### 賛否の公開

Q. とても気になる議案に対して、  
議員が賛成・反対のどちらの立場をとったか知りたいのだけれど？

A. 議案に対して、議員が賛成したかどうかについて、本会議で議決のあった日の後に、市議会ホームページで公開しています。

また、本会議が閉会した後に発行される市議会だよりでもご覧いただけます。



### 専門的知見

Q. 専門的知見とは  
どういう制度なの？

A. 議案の審査のために高度な専門的知識が必要である場合には、議決により附属機関を設置するなどして、学識経験者などの専門的な知識や見識を活用することができるよう条例に定めました。

## 請願・陳情

Q. 請願や陳情を提出したいが、書面だけでなく直接議員に訴えかけることができないの？

A. 請願については、趣旨に賛同した議員が提出者に代わり、直接委員会や本会議で質疑に应答します。

陳情については、委員会審査前に正副委員長に説明をすることができます。



今後は、議会報告会も開催予定って聞いたぞ。  
議会の動きを知る良いチャンスだよな。  
ぜひ参加してみよう♪

## 全員協議会

Q. 本会議と委員会以外では協議はしないの？

A. 市政の課題のうち、議員全員で協議する必要があると議長が判断した場合、全員協議会を開催して、議員全員で協議しています。

傍聴もできますので、ぜひお越しください。

## 見直し

Q. どうして4年に一度条例を見直すの？

A. この条例は、確実に実行可能な内容について条文化したため、今後必要な事項は逐次加えていきます。このため、条例の検証、見直しを議員の任期である4年に一度行い時宜を得た条例にしていきたいと考えています。

## 広報広聴制度の充実

Q. 広報広聴制度の充実とは、実際にはどういうことをするの？

A. 議会報告会を開催し、市議会に関するさまざまな活動情報をわかりやすく市民に報告します。  
また、市民アンケートを実施し、市民の意見を聞き今後の議会運営、政策立案に生かします。

## 議会事務局の役割

Q. 市長にはたくさんのスタッフがいるけれど、議員にはスタッフはいるの？

A. 議員の市議会での活動をサポートするスタッフとして市議会事務局があり、さまざまな業務や調査に従事しています。

# 議会基本条例の条文構成を紹介します

目的は？

第1条

市議会の行動原則を定め、議会を活性化し、市民福祉の向上と本市の発展を目指します

そのためにどう行動するの？

第2～3条

「市議会」は、

- ・議案の審査で市の意思を決定し、政策立案を積極的に行います
- ・公正で市民に開かれた議会を目指します
- ・情報公開や広報広聴を充実させて、市民への説明責任を果たします
- ・市政運営が適正か監視します
- ・市民に分かりやすい議会運営をします

「議員」は、

- ・市政の課題を分析し、市民の意見を集めます
- ・議会での活動について市民に説明します
- ・調査や研修により一生懸命勉強します



こんな議会運営をします

第4～6条

委員会の運営

- ・市政の課題を専門的に審査するために、委員会での詳細な議論を行います

全員協議会

- ・市政の課題のうち、議員全員で協議するために全員協議会を開きます

会派

- ・主として政策を同じくする議員のグループです



市民の皆さんに向けては

第7～8条

広報広聴の充実

- ・本会議の審議の内容や結果について議会報告会を行い、市政の課題に対する市民の意見を把握し、政策立案に生かします
- ・市民アンケートを行います

情報の公開

- ・議会の会議や資料を原則公開します
- ・議案に対して各議員が賛成したかどうかを、ホームページや議会だよりで公表します

市長と、どう議論していくか

第9～10条

反問権による議論の活性化

- ・会議での議員の発言に対して、市長等は論点を明らかにするため反問ができます

議会への説明

- ・行政が適正に運営されているか監視するため、市長が政策を提案する際には、その説明を適時適切に行うように求めます

議会と議会事務局の体制を整えます

第11～12条

専門的知見の活用

- ・議案の審議には、専門的な知識が必要となった場合、学識経験者などに調査を依頼し、その知識を議案審議に役立てます

議会事務局

- ・議員活動を補助する事務局を強化します

見直し

第13条

- ・条例の目的が達成されているかどうか、4年に一回は必ず見直しを行います

委任

第14条

- ・条例をどう進めていくか、必要な事項は、別に条例や規則で定めます

さらに詳しい情報は、  
小田原市議会ホームページ  
または、小田原市役所4階行政情報センターをご覧ください。

小田原市議会 検索



# 報 告

小田原市議会基本条例制定について

ご清聴ありがとうございました。